

研究成果最適展開支援事業

A-STEP

Adaptable and Seamless Technology Transfer Program through Target-driven R&D

平成 22 年度 フィージビリティスタディ【FS】ステージ 公募要領

募集締切 平成 22 年 6 月 30 日 (水) 17:00

この度の公募は【FS】ステージのみの募集となります。

本事業(A-STEP)は、社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に寄与するため、大学や公的研究機関等の優れた研究成果の実用化を通じた、イノベーションの効果的・効率的創出を目的とした技術移転事業です。



平成 22 年 5 月

目次

【共通事項】	2
1. A-STEP(研究成果最適展開支援事業)の概要.....	2
2. A-STEP【FS】ステージの構成と目的.....	2
3. A-STEP【FS】ステージにおける研究開発プロジェクトの進め方.....	4
(1)支援タイプの選択方法.....	4
(2)研究開発計画の最適化.....	4
4. 選考および採択.....	4
(1)採択予定課題数.....	4
(2)審査の方法.....	4
5. 採択後のプロジェクトリーダー等の責務等.....	4
6. 申請にあたっての留意点.....	5
(1)不合理な重複及び過度の集中に対する措置.....	5
(2)他府省を含む他の競争的資金等の申請受入れ状況.....	6
(3)研究費の不正使用及び不正受給に対する措置.....	6
(4)研究活動の不正行為に対する措置.....	7
(5)他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置.....	8
(6)関係法令等に違反した場合の措置.....	8
(7)間接経費に係る領収書の保管に係る事項.....	8
(8)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について.....	8
(9)生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い.....	9
(10)人権及び利益保護への配慮.....	9
(11)府省共通研究開発管理システムから政府研究開発データベースへの情報提供.....	10
(12)申請情報及び個人情報の取扱い.....	10
7. 申請書類の作成・提出等.....	11
(1)郵送が必要な書類の提出について.....	11
(2)申請書類の提出期限.....	12
8. 事業の流れ.....	13
9. 公募スケジュール等.....	14
10. 中小企業技術革新(SBIR)制度による事業化支援.....	14
11. 国の関連施策との関係について(産学官連携拠点).....	15
付録 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した申請書類の作成・提出等.....	16
(1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について.....	16
(2)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録.....	16

(3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先	16
(4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用に当たっての留意事項.....	17
(5) システムを利用した申請の流れ.....	18
(6) 申請書類作成時の注意事項.....	19
共通事項 Q&A	22
フィージビリティスタディ【FS】ステージ.....	29
【探索タイプ】.....	31
【シーズ顕在化タイプ】.....	43
【起業検証タイプ】.....	57
フィージビリティスタディ【FS】ステージ Q&A.....	72
【探索タイプ】.....	73
【シーズ顕在化タイプ】.....	77
【起業検証タイプ】.....	82
探索タイプ 課題申請書	88
シーズ顕在化タイプ 課題申請書	102
起業検証タイプ 課題申請書.....	120

【共通事項】

1. A-STEP(研究成果最適展開支援事業)の概要

A-STEPは大学・公的研究機関等(以下、「大学等」という。下記(注)参照)で生まれた研究成果を基にした実用化を目指すための研究開発フェーズを対象とした技術移転支援事業です。

大学等における研究成果の中から技術移転の可能性を探索するフェーズや、シーズ候補を企業の視点から掘り起こして、シーズとしての可能性を検証して顕在化させるといった実用化に向けたフェーズの初期段階から、顕在化したシーズの実用性を検証する中期のフェーズ、また、研究成果を基にしたベンチャー起業により実用化をめざすフェーズ、さらには製品化に向けて実証試験を行うために企業主体で企業化開発を実施する後期のフェーズまで、それぞれの研究開発フェーズの特性に応じた複数の支援タイプにより実施しており、フィージビリティスタディ(以下、「FS」という。)ステージ、及び本格研究開発ステージの2つのステージから構成されています。

注)「大学等」とは、国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人等をいいます。

なお、FSステージでは、平成22年度より大学等で生まれた研究成果について、実用化を目指した研究開発フェーズへのスムーズな移行を目的に、研究開発の初期段階における企業化の視点に立脚した研究成果の底上げとして、「探索タイプ」を新設いたします。

2. A-STEP【FS】ステージの構成と目的

【FS】ステージにおける支援タイプは、その目的に応じて、企業化への視点に立脚して技術移転の可能性を探索する「探索タイプ」、産学共同でシーズとしての可能性を検証する「シーズ顕在化タイプ」と、ベンチャー企業設立に向けた研究開発に先立ち、起業の可能性を検証する「起業検証タイプ」の3種類のタイプを設けています。申請者の要件が異なります。構成については図1. 事業の構成図、内容については表1. 【FS】ステージ支援タイプ比較表を参照してください。

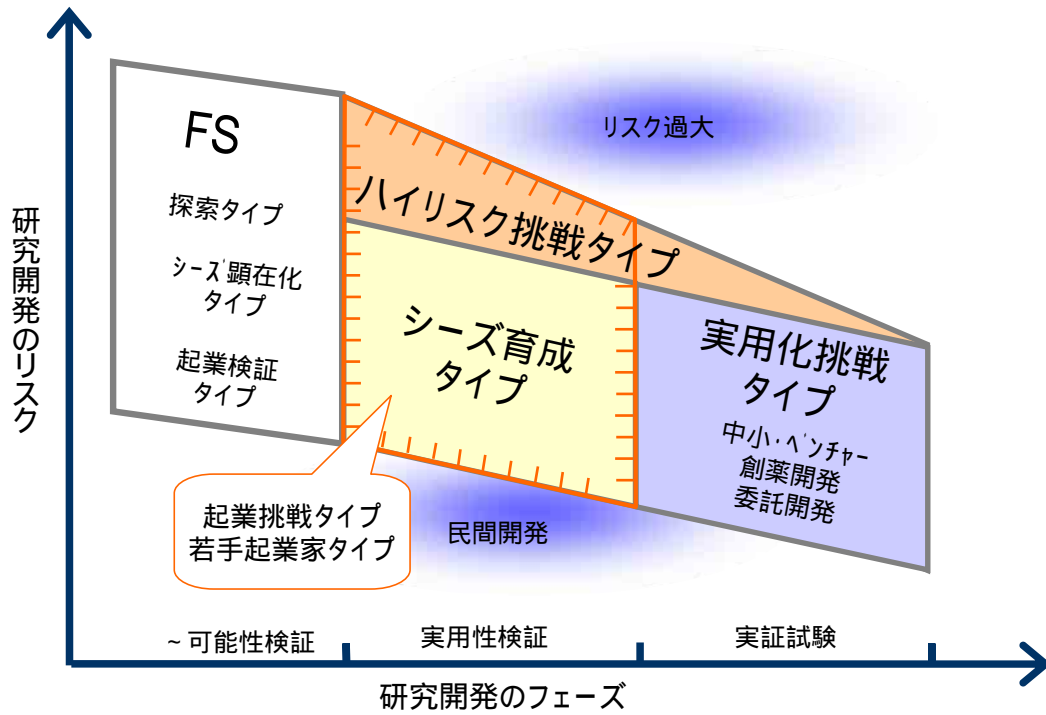


図1. 事業の構成図

表1. 【FS】ステージ支援タイプ比較表

支援タイプ名	探索タイプ	シーズ顕在化タイプ	起業検証タイプ
支援の目的	大学等の基礎研究のうち実用化に向けた研究開発へのスムーズな移行を目指す研究成果を対象に、企業化への視点に立脚して技術移転の可能性を探索する。	産業界の視点から見出された、大学等の研究成果に潜在しているシーズ候補について、産学共同で企業ニーズにつながるシーズとなる可能性の有無を検証する。	大学等の研究成果に基づくベンチャー企業の設立に向けた研究開発の実施に先立ち、起業の可能性の有無を検証する。
申請者の要件	大学等の研究者	大学等の研究者と企業の共同申請	大学等の研究者と側面支援機関の共同申請
研究開発期間 (原則)	原則 単年度 (～最長1年間)	1年まで	
研究開発の総額 (間接経費込) (原則)	基準額 130万円 (～300万円まで)	基準額 800万円 (～1,000万円まで)	

3. A-STEP【FS】ステージにおける研究開発プロジェクトの進め方

(1) 支援タイプの選択方法

研究開発は、(探索タイプ)、(シーズ顕在化タイプ)、(起業検証タイプ)のいずれかで進めていただきます。申請の際に、(探索タイプ)、(シーズ顕在化タイプ)、(起業検証タイプ)いずれかを選ぶことが必要です。

(2) 研究開発計画の最適化

A-STEP では申請された研究開発計画に関し、実施しようとする研究開発フェーズに対する支援タイプの選択、研究開発費の規模、実施期間等について、研究開発を効果的・効率的に推進するために、研究開発計画の最適化案を必要に応じて提示します。また、研究開発の推進中にはより効率的な推進のため、JST が配置するプログラムオフィサー(PO)が研究開発課題全体のマネジメントを行い、推進について適宜アドバイスをを行います。さらに個々の課題の推進状況に応じて、より専門的見地からのアドバイスを要すると判断した場合には、適切な外部の専門家(アドバイザー)を配置して課題推進の強化を図ります。

4. 選考および採択

(1) 採択予定課題数

- ・探索タイプは700課題程度
- ・シーズ顕在化タイプと起業検証タイプは、合わせて50課題程度

ただし、採択課題の予算額等により、大幅に変動する可能性があります。

(2) 審査の方法

申請内容等の審査は、外部有識者からなる評価委員会により行います。

なお、選考は非公開で行われますが、申請課題あるいは申請者との利害関係を配慮して担当委員を決定します。利害関係を有する委員は、当該課題の選考は担当しません。

審査の方法・手順等は各支援タイプにより異なりますので、詳細は A-STEP 公募要領のそれぞれの支援タイプの項を参照してください。

5. 採択後のプロジェクトリーダー等の責務等

申請課題が採択されたプロジェクトリーダー等は、研究開発の実施及び支出される研究開発費の執行に当たって、守っていただかなければならない責務があります。

プロジェクトリーダーの要件、責務は実施する支援タイプにより異なります。詳細は A-STEP 公募要領各支援タイプの項を必ず確認してください。

6. 申請にあたっての留意点

(1) 不合理な重複及び過度の集中に対する措置

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・実質に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に申請があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて申請があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本制度に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本制度への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

③不合理な重複・過度の集中排除のための、申請内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、申請（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(2)他府省を含む他の競争的資金等の申請受入れ状況

他の制度への申請段階（採択が決定していない段階）での本事業への申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

申請者が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複申請の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は申請中の場合には申請書の「他の制度への申請、実施等」（FS：様式4）に正確に記入してください。この記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

(3)研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

○ 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※の制限

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。（他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。）

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する、本制度における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします

不正使用等の内容	制限の期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
単純な事務処理の誤り	なし
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> ・本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用(2年) ・本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用(3年) ・研究等に関連しない用途に使用(4年) ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出(4年) ・個人の利益を得るための私的流用(5年)
申請書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	5年

「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用、以下、「不正行為等」という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下の通りとします。

○ 研究活動の不正行為が認められた場合の措置

(i) 各制度ごとの措置

・契約の解除・変更、委託費の返還

研究活動の不正行為が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(注)競争的資金の適正な執行に関する指針(平成21年3月27日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、不正行為が認められた研究者が得た競争的資金について、全部又は一部の返還を求めることができるという主旨の記載をしてください。

(ii) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等)を提供

することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成 22 年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成 21 年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下の HP をご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管しておくこと。

(8) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究開発実施機関では標記ガイドラインに基づく研究開発費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究開発実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託契約締結予定日までに、研究開発実施機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、報告書が提出されていることが必要で

す。

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08091222.htm

注意:なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします(登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法と合わせ、下記ホームページをご覧ください)。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成22年4月以降、既に、別途の事業の申請等に際して報告書を提出している場合は、契約前に新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)における研究機関番号、既に提出していること及び提出日(郵送の場合は発送日)を申請書に記載してください。また、平成23年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成22年秋頃に、再度 e-Rad を利用して、報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご注意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究開発費を交付しないことがあります。

(9) 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い

申請にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発(注)の有無を確認して下さい。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了して下さい。

(注)詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

環境省ホームページ「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/law_series/law_index.html

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

(10) 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う申請の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてくだ

さい。

(11) 府省共通研究開発管理システムから政府研究開発データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

(※) 政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(12) 申請情報及び個人情報の取扱い

① 申請情報の管理について

申請書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査にはJST内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名など各制度の公募要領で、公表することを明記されている情報、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜JSTのホームページにおいて公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

② 個人情報の管理について

申請に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・JSTが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

7. 申請書類の作成・提出等

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じてプロジェクトリーダーに行っていただきます。シーズ顕在化タイプと起業検証タイプに関しては、その他別途、郵送等で送付が必要な提出書類がありますので十分ご注意ください。必要な書類は支援タイプごとに異なりますので、詳細は各支援タイプの項をご覧ください。e-Rad による申請につきましては巻末の付録を確認してください。

プロジェクトリーダーは支援タイプにより異なりますので、各支援タイプの項をご覧ください。

(1) 郵送が必要な書類の提出について

郵送が必要な書類については、簡易書留、特定記録郵便等または宅配便など配達されたことが証明できる方法による提出が必要になります(着払い不可)。「持参」、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けませんので注意してください。その際には申請者(プロジェクトリーダー)、その所属機関名、部署名、課題名を明記した送付状を添付してください。送付先及びこの公募に関する問い合わせ先は次の通りです。

【郵送が必要な書類の送付先及び本公募に関する問い合わせ先】

〒102-8666

東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

独立行政法人科学技術振興機構

イノベーション推進本部 産学連携展開部 事業推進(募集・探索)担当

電話 03-5214-8994 FAX 03-5214-8999

E-mail a-step@jst.go.jp

電話による問合せ受付時間: 月～金(祝祭日を除く。)10:00-17:00

この公募要領については、上記問い合わせ先にご請求頂ければ郵送致します。また、以下のホームページからも入手(ダウンロード)することができます。

A-STEPホームページURL <http://www.jst.go.jp/a-step/>

(2) 申請書類の提出期限

申請書の提出は、下記の提出期限までに行ってください。期限までに提出された申請書について審査、選考を行います。

公募期間:平成22年5月17日(月)～6月30日(水)17時

※締切の少なくとも2週間以上前に府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録(申請者及び所属研究機関の登録が必要)を済ませて下さい。

※郵送が必要な申請書類の提出期限は、上記期限に対応し、以下とします。

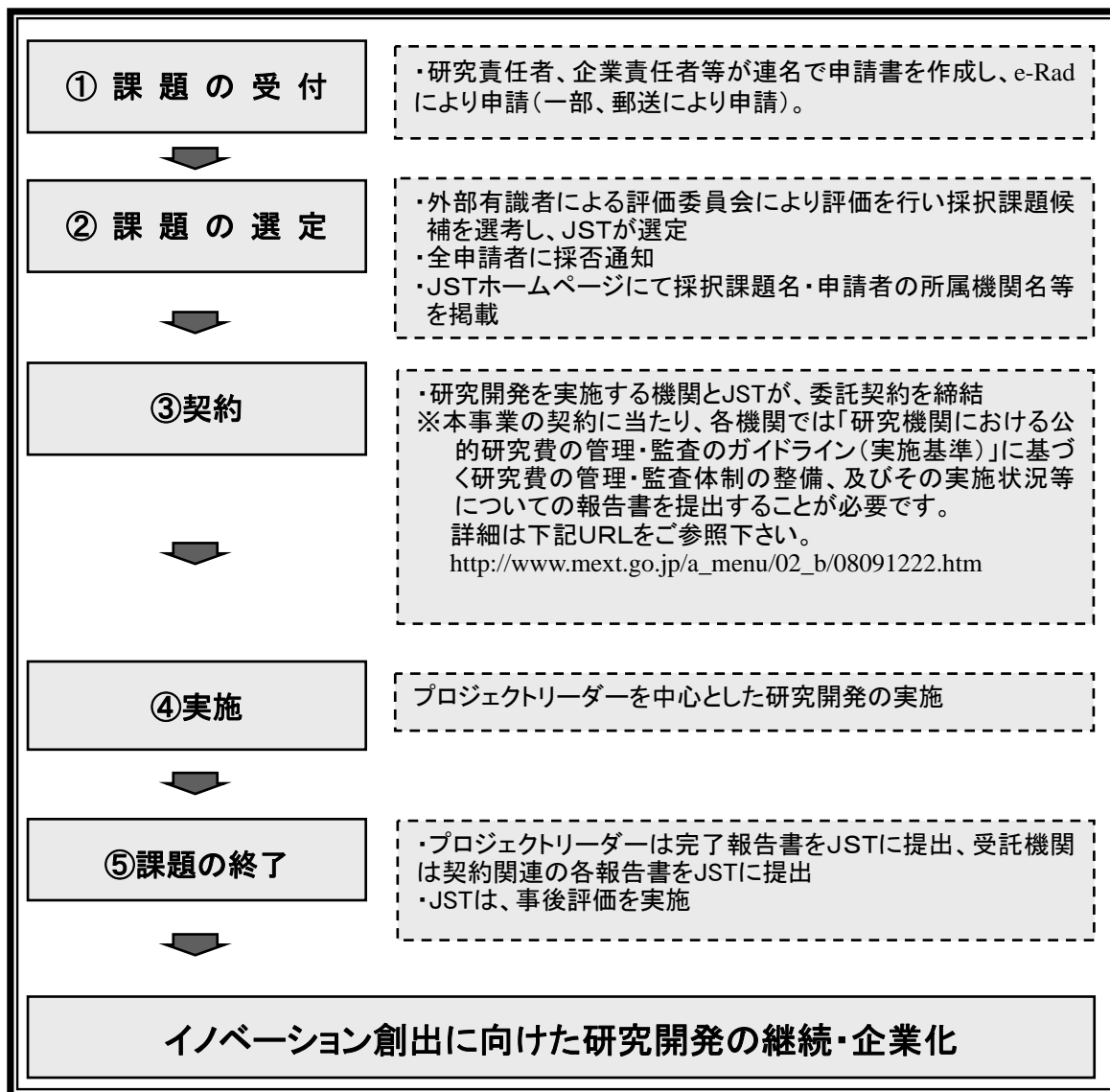
提出期限:平成22年6月30日(水)(消印有効)

※提出期間中に発送されなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。

また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(申請書類のフォーマットは変更しないでください。)

提出期限終了後の申請書類の差し替えは固くお断りいたします。

8. 事業の流れ



9. 公募スケジュール等

公募期間

平成22年5月17日(月)～6月30日(水)17時

採択予定課題数

- ・探索タイプは700課題程度
- ・シーズ顕在化タイプと起業検証タイプは、合わせて50課題程度

採択課題の予算規模や各支援タイプの採択数によって、大幅に変動する可能性があります。

審査結果の通知等

- ・最終審査の結果については採否にかかわらず、プロジェクトリーダーに通知します。
- ・時期は9月中旬を予定しております。
- ・委託契約締結後、研究開発を開始していただきます。

10. 中小企業技術革新(SBIR)制度による事業化支援

本事業は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく中小企業技術革新制度(SBIR)の特定補助金等交付事業に認定されています。

当該補助金等を受けた中小企業者は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、特許料等の軽減措置、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大等の特例の支援措置を受けることができます。

- ①ただし、研究開発のための業務に限ります。
- ②ただし、業務委託については対象外です。
- ③ただし、側面支援機関の業務委託については対象外です。

詳しくは、インターネットによる施策紹介

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/20fy/index.html> をご覧ください。

11. 国の関連施策との関係について(産学官連携拠点)

JST では本事業の審査に際し、下記の中期計画に基づき、文部科学省と経済産業省が共同で選定した「産学官連携拠点」(地域中核産学官連携拠点・グローバル産学官連携拠点)の関係課題については、「産学官連携拠点」施策を推進する観点から、これを考慮いたします。

2. 新技術の企業化開発

(1) 研究開発成果の最適な展開による企業化の推進

イ. (省略)

ロ. 機構は、研究開発リスクが高く挑戦的な研究開発課題について、必要に応じて、国の関連施策との整合性に配慮しつつ、課題の新規性、課題の目標の妥当性、イノベーションの創出の可能性等の観点から外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した事前評価を行う。

(独立行政法人科学技術振興機構が中期目標を達成するための計画(中期計画)平成19年4月1日より抜粋)

なお、拠点との関連がある課題を申請する場合には、フィージビリティ申請書様式4「他の事業・制度への申請、実施等」にその内容を記載するとともに、「拠点整備計画」など、拠点との関連を示す資料を郵送書類に添付してください。(探索タイプについては、様式4に内容を記載するのみとし、関連資料の郵送は不要です。)

(参考)平成21年度「産学官連携拠点」に係る申請の公募結果について

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/06/1269989.htm

(文部科学省 平成21年6月12日 報道発表)

付録 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した申請書類の作成・提出等

以下の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録、申請書類の提出(郵送による提出含む)は、必ずプロジェクトリーダーが行ってください。

プロジェクトリーダーは支援タイプにより異なりますので、各支援タイプの項をご覧ください。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録してから、本事業への電子申請が可能となります。申請書類の提出は、本システム(一部の書類は郵送)を利用して行っていただきます。

※本システムの登録(申請者及び所属研究機関の登録が必要)から、ID、パスワード取得には時間を要しますので、本事業に申請される方は、早めに(公募締切の少なくとも2週間以上前を推奨)本システムへ登録して下さい。

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(申請受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

申請を希望するプロジェクトリーダーの所属研究機関は、本システムへの事前登録が必要になります(過去既にご登録されている場合は再登録の必要はありません)。

下記アドレスの府省共通研究開発管理システム(e-Rad)にアクセスし、「所属研究機関向けページ」をご参照の上、所属研究機関(プロジェクトリーダー所属機関)の登録、及び所属研究者(プロジェクトリーダー)の登録を行い、ID、パスワードの発行を必ず受けて下さい。

<http://www.e-rad.go.jp/>

(3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせは(独)科学技術振興機構の担当部署にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

本事業ホームページ及び府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○本事業ホームページ：<http://www.jst.go.jp/a-step/>

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先)

本事業に関する問い合わせ及び申請書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	(独)科学技術振興機構 産学連携展開部 事業推進(募集・探索)担当	03-5214-8994 (TEL) 03-5214-8999 (FAX)
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad) ヘルプデスク	0120-066-877 午前9:30～午後5:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

(4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用に当たっての留意事項

① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、申請してください。

② システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00～翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00～翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 所属研究機関の登録

プロジェクトリーダーが所属する機関は、申請時まで e-Rad に登録されていることが必要となります。

機関で1名、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の申請の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

本事業に申請する際の実施担当者(プロジェクトリーダー)を研究者と称します。所属研究機関はプロジェクトリーダーの研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

(5) システムを利用した申請の流れ

所属研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照URL：<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

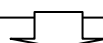


所属研究機関が行います

電子証明書のインポート

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログインID、初期パスワード）電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル「2.1 電子証明書のインポートと削除」

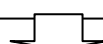


所属研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル「2.2 ログイン」、「2.3 所属研究機関情報の管理」、「2.4 事務分担者情報の管理」、「2.5 研究者情報の管理」

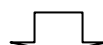


プロジェクトリーダーが行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、本事業ホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照マニュアル：研究者用マニュアル「2.1 ログイン」、「2.3 申請」



プロジェクトリーダーが行います

申請情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力の上、申請書をアップロードします。



所属研究機関が行います

申請情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が申請情報の確認を、事務代表者が申請情報の承認をします。（本事業ではこの確認・承認を省略しています。）

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル 「2.6 申請情報の管理」

郵送が
必要な
書類



JSTにて申請情報を受理

(6) 申請書類作成時の注意事項

- ・ システムを利用の上、提出してください。
システムの操作マニュアルは、ポータルサイトよりダウンロードできます。
- ・ 本制度内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- ・ 申請書類（アップロードファイル）は「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、申請してください。「Word」「PDF」の対応バージョンについては、ポータルサイトを参照してください。
- ・ 申請書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、ポータルサイトの操作方法を参照してください。
- ・ アップロードできるファイルの最大容量は3MBです。それを超える容量のファイルは(独)科学技術振興機構の担当部署へ問い合わせてください。
- ・ 申請書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトを参照してください。
- ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請書類は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。
- ・ 申請書類の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

JST は男女共同参画を推進しています！

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成22年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第3期科学技術基本計画 (<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>) において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては25%（理学20%、工学15%、農学30%、保健30%）」と具体的数値目標が示されています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご申請をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご申請いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に申請してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.0%（平成20年度末現在、平成21年度科学技術研究調査報告（総務省）より）。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして欲しいと思います。

この機会に申請して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監

小館 香椎子

（日本女子大学教授）

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。

詳しくはJST 男女共同参画ホームページ(<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>)

をご覧ください。

研究成果最適展開支援事業 A-STEP

共通事項 Q&A

Q&A

(研究成果最適展開支援事業 A-STEP の目的等)

Q1. A-STEP の目的は何か。

A1. A-STEP は大学等の研究成果を基にした実用化を目指すための幅広い研究開発フェーズを対象とした技術移転支援制度になります。課題のフェーズに応じて、研究開発費の種類や研究開発期間が異なる複数の支援タイプを揃えており、研究開発の進捗に合わせて支援タイプを組み合わせて長期の研究開発をシームレスに推進することで、従来の JST 技術移転事業より、更に効果的・効率的なイノベーションの創出を目指します。

(申請要件・方法等)

Q2. 申請者の要件は何か。

A4. 概要としては下のようになります。支援タイプにより異なる部分もありますので、申請の際は必ず各支援タイプの公募要領にて要件の詳細をご確認下さい。

【FS】探索タイプ: 大学等研究者

【FS】起業検証タイプ: 大学等研究者と側面支援機関

【FS】シーズ顕在化タイプ: 研究開発実施企業と大学等研究者

(申請方法等)

Q3. 【FS】の申請書類は支援タイプ毎にあるのか。

A3. 探索タイプ版、シーズ顕在化タイプ版、起業検証タイプ版の 3 種類それぞれ異なる申請書をご利用いただきます。

Q4. 他の研究費助成制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできるのか。

A4. 申請は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の制度へ申請している場合は、申請書の「他制度への申請、実施等」欄に正確に記入してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、委託契約の解除となる場合があります。なお、申請内容のうち、上記の重複申請の制限に必要な範囲において他の競争的資金の担当者(独立行政法人を含む)に情報提供を行うことがありますので、予めご了承願います。同一の申請者が、別の課題又は内容で【FS】に申請することは差し支えありませんが、エフォート、過度の集中の排除等が審査され、採択できない場合もありますので、ご注意ください。

Q5. シーズ顕在化タイプと起業検証タイプは押印する様式があるが、サイン(自署)でもよいか。

A5. 必ず押印してください。サイン(自署)のみでは、申請書類を受け付けることはできません。また、押印されていない場合は、申請書類に不備があると判断され、審査の対象とはなりません。

Q6. 各様式の(注)書きは、書類作成の際、削除してもよいか。

A6. 削除願います。

Q7. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請において、事務代表者、研究代表者は、どのような人になるのか。

A7. (事務代表者)

申請する企業又は大学等で1名、e-Radに係る事務を代表する方のことです。事務代表者は、e-Radへの企業・大学等の登録、事務分担者及び研究者の情報の管理等を行います。(事務分担者は置かないことも可能です。)(事務代表者の例：総務部長、総務課長等)

(研究代表者)

一件の申請につき1名、申請する際に代表者となる方で、e-Radによる申請等を行います。(申請に先立ち、事務代表者によりe-Radに登録されている必要があります。)研究代表者は、各支援タイプにおける「プロジェクトリーダー」が相当します。各支援タイプにおける「プロジェクトリーダー」は、支援タイプ毎の公募要領にてご確認下さい。なお、研究代表者は、採択された場合は公開が予定されている※ことをご留意ください。

※採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

Q8. 申請書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいか。

A8. (電子申請)

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による電子申請、申請書類の提出方法等の詳細については同システムの研究者用マニュアルを参照ください。

このマニュアルは、下記ホームページの「研究者向けページ」よりダウンロードできます。

<http://www.e-rad.go.jp/>

(郵送書類)

提出期間終了後の申請書類の差し替えは、固くお断りします。

Q9. 直接持参し提出することは可能か。また電子メール、FAXによる提出は可能か。

A9. 申請書類は、必ず府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でアップロードすることで提出して下さい。一部の郵送の必要な書類についても「郵送又は宅配便(バイク便含む) 着払い不可」で提出して下さい。持参、FAX又は電子メールによる提出は一切受け付けません。なお、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに問い合わせ先までお知らせ下さい。

Q10. 申請書類の受領書はもらえるのか。

A10. 申請書類の受領書はありません。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば受理されたこととなります。郵送の必要な書類については、配達されたことが証明できる、簡易書留または宅配便(バイク便含む)を用いてください。

Q11. 申請書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A11. 直接、JSTにお越しいただくことは、御遠慮ください。御質問等についてはメール、FAX
又は電話によりお願いします。

(審査)

Q12. 審査の経緯を教えてください。

A12. 審査については、公平性の観点から非公開で行います。また、審査経過についての問
い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

Q13. 評価者の名前は事前に公表しないのか

A13. 事前に公表した場合、公正な審査に支障をきたすことが予想されるため、採択課題の
選定までは、名前を公表しません。(採択課題選定後に、ホームページ等で公表しま
す。)

Q14. 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできるか。

A14. 審査の結果については、採否にかかわらず申請者に対して通知する予定です。別途、
不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。なお、審査期間中は審査
の経過は通知せず、お問い合わせにも応じられません。

(研究開発費)

Q15「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A15. 間接経費は、本事業を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の
向上に活用するために必要となる経費に充当してください。具体的には、本事業
の研究の遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とし
ます。

1) 管理部門にかかる経費

- 施設管理・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、
国内外旅費、会議費、印刷費
等

2) 研究部門にかかる経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、
国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役
務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、
光熱水費
- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- 設備の整備、維持及び運営経費
 - ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - 図書館の整備、維持及び運営経費
 - ほ場の整備、維持及び運営経費
- 等

3) その他の関連する事業部門にかかる経費

- 研究成果展開事業に係る経費
 - 広報事業に係る経費
- 等

このほか、機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する経費が対象となりますが、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

Q16. 直接経費に対する間接経費の比率はいくらか。

A16. 直接経費の30%を上限とします。

Q17. 研究開発に係る打ち合わせのための旅費は、支出できるか。

A17. 研究開発を遂行するために必要な打ち合わせ等に係るものであれば、支出することができます。

Q18. 学会への参加のための旅費、参加費を支出することはできるか。できるとすれば、どの程度認められるか。

A18. 研究開発の内容と直接関連する学会、又は、研究開発の成果の発表等を行うための学会への参加費及び旅費は支出することができます。必要最小限の人数で参加してください。ただし、学会の年会費、食事代、懇親会費は支出できません。

Q19. 特許出願費は、支出できるか。

A19. 研究開発の成果に係る特許を出願する場合は、特許出願費は間接経費からの支出となります。また、大学が外国出願を希望する場合は、JSTが運営する「特許出願支援制度」もご活用できますので、ご相談ください。

Q20. MOT や MBA 等の教育に研究開発費を支出できるか。

A20. MOT や MBA 等の教育に研究開発費から一定額の支出が可能な場合があります。詳しくは、JSTまでお問い合わせください。

Q21. 人件費は支出できるか。

A21. 下記の人件費については支出が可能です。

- ① 大学等における研究開発に従事するポスドクおよび研究補助員の従事率に応じた雇用等に要する人件費。
- ② 企業に直接雇用された研究開発に関わる者で、研究開発の専任者（時間給含

む)。

(取得財産の管理)

Q22. 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのか。

A22. 【FS】ではJSTが支出する研究開発費により、大学等が取得した設備等については大学等に帰属させることが可能です。研究開発実施企業が取得した設備等の所有権はJSTに帰属し(企業には帰属しません。)、20万円以上の物品は固定資産扱いとなります。企業が取得した設備等は、研究開発期間中はJSTから企業に対して無償で貸与し、研究開発終了後は固定資産税相当額で有償貸与となります。また、有償貸与期間後は企業が設備等をその時点での簿価で買い取っていただくこととなります。なお、これら設備等は、企業における善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります(研究開発以外の業務に使用することはできません)。

(知的財産の帰属等)

Q23. 新しく特許を取得する場合、JSTは権利を持つのか？

A23. 研究開発により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等)については、産業技術力強化法第19条の条文(日本版バイドール条項)を適用し、同法第19条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属します。ただし、委託機関以外の者が発明等に寄与した場合にも共同研究に参加している機関であれば、当該機関に帰属させることが可能です。ただし当該機関にも同法第19条が適用されることが前提です。

(その他)

Q24. プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの位置付けおよび役割は何か。

A24. プログラムディレクター及びプログラムオフィサーとは、競争的資金制度として本事業を適正かつ円滑に実施するために、JSTの配置する外部有識者等で構成される研究開発運営・支援組織の核となり、本事業の適切な運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。技術・起業の両面から申請者が実施する研究開発活動を支援することを目的とした制度です。なお、プログラムディレクターは課題選定・事業全体の方針や運営等を統括し、プログラムオフィサーは各プログラムの運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の取りまとめを行います。

研究成果最適展開支援事業

A-STEP

Adaptable and Seamless Technology Transfer Program through Target-driven R&D

フィージビリティスタディ【FS】ステージ

探索タイプ

シーズ顕在化タイプ

起業検証タイプ

